事　務　連　絡
令和２年３月２日

国土交通大臣・都道府県知事・建設業者団体の長　殿

中央建設業審議会事務局

建設工事標準請負契約約款の実施について（令和元年 12 月 20 日付
国土交通省中建審第２号）の正誤表の再送付について

記

昨年、12 月 20 日付国土交通省中建審第２号で通知致しました建設工事標準請負契約約款につきまして、本年２月 18 日付で正誤表を送付したところですが、条文の意図をより正確に伝える観点から、別紙のとおり修正することとなりましたので修正版の正誤表を送付いたします。修正を反映した約款のデータについては、下記からご利用ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

以上

（問い合わせ先）
中央建設業審議会事務局　国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8277

受付
20. 3. - 4
一般社団法人
日本電設工業協会

建設工事標準請負契約約款　正誤表

○公共工事標準請負契約約款

該当箇所（条）	（項）	（号）	正	誤
第48条		十一　ト	下請契約又は資材	下請契約又は材
第55条	5（A・B）		第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、	第一項第一号の場合においては、発注者は、
			額とする	額を請求することができるものとする
第57条	3		受注者	発注者

○民間建設工事標準請負契約約款（甲）

該当箇所（条）	（項）	（号）	正	誤
第42条	2		前項第一号に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金は、契約書に別段の定めのない限り、	前項第一号の場合においては、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、
			額とする	額の違約金を請求することができるものとする
第44条	3		受注者	発注者

○民間建設工事標準請負契約約款（乙）

該当箇所（条）	（項）	（号）	正	誤
第33条	2		前項第一号に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金は、契約書の定めるところにより、	前項第一号の場合においては、契約書の定めるところにより、発注者は、受注者に対し、
			額とする	額の違約金を請求することができるものとする
第35条	3		受注者	発注者

○建設工事標準下請契約約款

該当箇所（条）	（項）	（号）	正	誤
第47条	3		下請負人	元請負人

※公共第55条、民間（甲）第42条、民間（乙）第33条の訂正内容について、これまでも約款においては、損害賠償額の予定として規定していたものであり、実損額の請求を行うことができる趣旨は含んでいなかったところであるが、改正後の約款においてもその趣旨は変わっておらずその点を明確にするために表現を適正化したものである。